

ローマ人への手紙第二回質問

(祈りながら考えよう)

3 .. 1 それでは、ユダヤ人のすぐれている点は何ですか。割礼に何の益があるのですか。

3 .. 2 あらゆる点から見て、それは大いにあります。第一に、彼らは神のことばを委ねられました。

3 .. 3 では、どうですか。彼らのうちに不真実な者がいたなら、その不真実は神の真実を無にするのでしょうか。

3 .. 4 決してそんなことはありません。たとえすべての人が偽り者であるとしても、神は真実な方であるとすべきです。「それゆえ、あなたが告げるとき、あなたは正しくあられ、さばくとき、勝利を得られます」と書いてあるとおります。

3 .. 5 では、もし私たちの不義が神の義を明らかにするのなら、私たちはどのように言うべきでしょうか。私は人間的な言い方をしますが、御怒りを下す神は不義なのででしょうか。

3 .. 6 決してそんなことはありません。もしそうなら、神はどのようにして世界をさばかれるのですか。

3 .. 7 では、もし私の偽りによって神の真理がますます明らかにされて、神の栄光となるのなら、どうして私はなおも罪人としてさばかれるのですか。

3 .. 8 「善をもたらすために悪を行おう」ということになりませんか。私たちがそう言っていると、ある者たちから中傷されています。そのように中傷する者たちが、さばきを受けるのは当然です。

(ロマ三章一―八節／新改訳2017)

(問一) 2章でユダヤ人の「正しさ」を非難したために起きるだろうとパウロが予測している反論を、1, 3, 5, 7, 8節からあげていきましよう。

(問二) それぞれの反論に対して、パウロは簡単にどう答えていますか。

(問三) パウロは神のどんな特質を強調していますか。

[注] 2節の「神のことば」とは、シナイ山で与えられた神の律法と預言者を通して与えられた神のことばのことです。

(グループ聖書研究・聖書を読む会手引より)



人の思いと神のみこころ

(ロマ三章一―八節)

聖書の教えているところは、人間の常識とは違います。ですから、聖書の示している福音に対しても、福音の前提である人間理解にしても、人間の常識でこれを割り切ろうとするならば、必ず問題が起こってきます。ですから、わたしたちは自分の常識でそれを割り切ってしまうとせず、聖書から謙虚に教えられるという姿勢が必要だと思えます。

パウロが宣べ伝えていた福音に対しても、福音の前提である人間の罪の問題についても、当時のユダヤ人たちは全く誤解をしておりました。その誤解は、パウロの教えている福音に対する中傷、攻撃となつて、現われておりました。パウロは、現実にユダヤ人たちから提出されたか、どうかはわかりませんが、ここに当時一般的に行なわれていた疑問を四つにまとめて、提示し、それに答えております。

第一のものは、こうでした。「それでは、ユダヤ人のすぐ

れたところは何なのか。また、割礼にはどんな益があるのか」というものです。これは、パウロが二章のところ、ユダヤ人も異邦人と少しも変わらない罪を犯していると述べ、律法を知らず知らず破っているのだから、律法を知らずに罪を犯している異邦人よりも、さらに罪は重いのだと言っているところから出て来る疑問であると思います。これは、神の選民としてのユダヤ人の優越性についての疑問ですが、これに対しては、パウロは、一応認めます。「それは、あらゆる点において、大いにある。第一に、彼らは神のみことばをゆだねられている。」一応認めると言ったのは、パウロがあとで、九節のところへ行くと、全面的に否定し、「それは、どうなのか。わたしたちは彼らよりもすぐれているのだろうか。決してそうではない」と断言しているからです。パウロがここでユダヤ人の優越性を認めているのは、「神のみことばをゆだねられている」という責任を伴う優越性においてでありましたが、ユダヤ人たちはそうではなく、特権を持つている点での優越性を誇っておりました。そこに根本的な違いがあるわけですが、一応、優越性ということは認めておきます。しかし、それは、みことばをゆだねられている者として、そのみことばに生き、そのみことばをほかの民に宣べ伝える責任があったということです。

第二の疑問は、次のようなものです。「それでは、どうなのか。彼らのうちに不真実な者があったら、彼らの不真実によって、神の真実は無になっちゃいけないのか。」この疑問は、第一の疑問に続くものです。第一の疑問に対する答えと

して、ユダヤ人は神のみことばをゆだねられているとパウロは申しましたが、その神のみことばとは、契約のことばであり、つまり約束のことばです。神がいくらすばらしい約束をわたしたちに下さったとしても、それを信じようとしなない不信仰なユダヤ人がいる以上、いくら神の約束でも、それは無効になってしまふのではないかというものです。これは、神の約束は、人間の場合の双務契約とは違って、神の眞実性のみに基づいて立てられたものであつて、そこに神の契約の確実性があるのです。ですから、それは一方的な神の祝福の約束であつて、人間の不信仰、人間の不眞実によつて無効になるような性質のものではありません。ですから、パウロはそれに対して、こう答えています。「断じてそうではない。むしろ、あらゆる人を偽り者としても、神は眞実な方であるとすべきである。」神の眞実性の上のみ、わたしたちの信仰は成り立っています。

ここで、パウロは旧約聖書の詩篇五一篇四節を七十人訳のギリシヤ語聖書から引用してきて、自分の論法の裏づけをしています。「それは、『あなたは、そのみことばによつて義とされ、あなたがさばかれるとき、勝利を得られるため』と書いてあるとおりでである。」この七十人訳はヒブル語の本文といくらか違います。最も大きな違いは、ヒブル語の本文で「さばかれるとき」という表現は、能動形で（この場合の「……れる」は敬語として使われている）あるのに対して、日本語で訳すと同じ表現になる七十人訳の「さばかれるとき」というのは、受動形が使われているのです。七十人訳で

は、神と人とが法廷で、原告と被告という形で相対しているという想定なのですが、神の側が勝利を得るといふ趣旨においては同じですから、パウロはここに引用してきているのだと思います。つまり、パウロは、人間の不真実によつても絶対にかたがた動かされない神の眞実を強調するために、このみことばを引用したわけです。

ところで、ユダヤ人の不信仰という問題は、初代教会において、大きな問題であつたようです。ユダヤ人がイエスをキリストと信じないことに、多くの人々が疑惑を抱いていたようです。しかし、彼らの不信仰によつて、神の眞実な救いの約束が無効になつてしまふということはありません。

そこで、第三の疑問を取り上げます。「しかし、もしもわたしたちの不義が神の義を明らかにするのだとしたら、何と言つたらいいのか。怒りを下す神は、不義なのか（わたしは人間的な言い方をしていふのだが）。」これも、第二の疑問に関連して起こつてくるものです。つまり、人間の不義が、かえつて神をひき立て、神の栄光を現わすのだとしたら、人間の不義がたしかに一役買つているのだから、それを罰することは不当ではないかというものです。

これに対しては、「断じてそうではない。」もしそうであつたら、神は世界をどのようにしてさばかれるのだろうか」と答えています。このような浅薄な考え方は、神を人間と同じ世界に引き下しているものです。神の、絶対者、審判者といふことがわかつていない人の考え方です。神は、この世界の造り主です。造り主であられるだけでなく、この世界を動か

しておられる摂理の神です。そして、最後に、この世界をさばかれるさばき主であられます。わたしたちとは全く違った次元に生きておられる方なのです。わたしたちの相対的な世界において通用する論理を、神の側に、そのまま当てはめようとすることは大きな間違いです。しかも、この論理は、人間の世界においても、決して通用しないものです。たとえば、泥棒がいることによつて警察官はその職業が成り立っているのだから、警察官は泥棒を逮捕すべきではなく、泥棒に感謝すべきであるといったような論法が、はたしてこの世の中において通用するでしょうか。ですから、パウロは、「断じてそうではない」と言っているわけです。神の義は、不義によつて明らかになるのではなく、不義を罰することによつて明らかになるのです。

さて、最後に、次のような疑問を取り上げます。「しかし、もしもわたしの偽りによつて、神の真理がいよいよ明らかにされて、神の栄光となるなら、どうしてわたしはなおも、罪人としてさばかれるのだろうか。また『善を来たらせるために、悪をしようではないか』と言ってはいけなのだろうか（わたしたちは中傷されていて、ある人たちはわたしたちがそう言っているのだと言っている）。」この第四の疑問は、第三の疑問と似ていますが、少し違います。第三の疑問よりもさらに悪質です。というのは、これは福音に対する悪質な曲解を踏まえての中傷であり、攻撃であるからです。

ユダヤ人は、業による救いということを考えていました。⁽²⁾ 堕落すると、人間はいつでもこのような考え方をします。旧

約時代においても、業による救いという思想はありません。アブラハムも信仰を義と認められたのです。⁽³⁾ところが、旧約聖書からそれ、ユダヤ教という形で墮落すると、人間の業による救いという思想が主流を占めました。ラビ文学においてもそのことが見られます。キリスト教会が中世において墮落した時も、同じように、人間の業によって救われるという教えが横行しました。そして、パウロの時代もそうでした。ですから、人間が自分の業によっては救われず、キリストの贖いの御業によつてのみ救われるという福音を語りますと、それは「善を来らせるために、悪をしようではないか」という教えだと誤解しました。恵みの救いについてのこれほどひどい曲解はないでしょう。

けれども、今日でも、キリストの恵みによつて救われたあと、どんな生活をしようと構わないのだと考えている人は、ここで中傷、攻撃されているのに当たるとは言えないでしょう。キリストの恵みによつて救われながらも、なおも罪深い生活を続けるといふのであれば、それは、もはやキリストの恵みを無にし、侮つていふと言つていいでしょう。

パウロはこの悪質な攻撃に対して、「彼らが罪に定められるのは当然である」と言つて、退けています。と同時に、このような攻撃の対象にならぬよう、恐れとおおのきとをもつて、主の恵みの救いに答える者でありたいものです。

注(1)実際にこのような中傷、攻撃があったのに対して、それを取り上げて、パウロがここに答えているのかどうかを決定すること

はむずかしいことですが、このように自分が設問し、自分でそれに答える話法をディアトリペーと言います。

(2) 旧約外典には、業による救いという思想が表われています。

(3) 創世記一五章六節。

尾山令仁ローマ教会への手紙（ロイドジョンズロマ書講解要約）より

